

## 長久手市文化の家施行規則の改正について

平成 29 年 6 月 1 日からホールの付属設備使用料について、見直しを行います。  
 また、食文化室、講義室 1,2、会議室 1~3（会議室 4,5 は 7 月 1 日から）について、平成 29 年 6 月の予約分から、1 時間単位での利用も選択できるようになることに伴い、申請書等の様式を変更します。

## (1) 付属設備使用料の変更点

施設の名称	付属設備	変更前使用料	変更後使用料
森・風のホール	DAT レコーダー	1 台 1,620 円	廃止
森・風のホール	オープンテープ レコーダー	1 台 2,160 円	廃止
森・風のホール	CD レコーダー	——	1 台 1,620 円
アトリビング共通	ビデオデッキ	1 台 540 円	廃止
アトリビング共通	オーバー ヘッドカメラ	1 台 540 円	廃止
アトリビング共通	オーバーヘッド プロジェクター	1 台 540 円	廃止
アトリビング共通	電源コンセント	1 日 210 円	無料
光のホール	16 ミリ映写機	1 台 2,160 円	廃止
小音楽室	ピアノ（ヤマハ・ アップライト）	舞踊室 1 台 860 円	小音楽室 1 台 860 円

## (2) 利用許可書など様式の主な変更点

- ・利用時間欄は毎正時で記入し、利用区分欄は 1 時間単位でも記入できるように変更